

部会の設置について

1. 根拠

船橋市保育のあり方検討委員会設置要綱第7条

<p>(部会)</p> <p>第7条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。</p> <p>2 部会は、会長より付議された事項について、調査及び検討し、その結果を会長に報告する。</p>
--

2. 内容 (案)

名 称	(仮称) 保育連携準備部会	(仮称) 民営化配慮事項検討部会
設置目的	公・私立保育所、幼稚園及び認可外保育施設などが、各施設の経験や実績を共有し、研修や情報交換することで、船橋市全体の保育の質の向上を図る。	公立保育園の民営化に際し、法人の選定、移行期の配慮及び移行後の配慮等について、公立保育所の当事者の意見を反映させる。
構 成	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所関係者 3人 ・私立保育所関係者 3人 ・幼稚園関係者 3人 ・認可外保育施設関係者 3人 <p style="text-align: right;">計12人</p> <p>※公立保育所関係者以外は、団体推薦を依頼する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所保護者 5人 ・公立保育所職員 5人 <p style="text-align: right;">計10人</p>
備 考	継続して開催し、協議会を設置する。	保育を実施